

沖縄におけるデジタル放送推進のための行動計画 (第2次)

2010年3月31日

沖縄地上デジタル放送普及推進会議

目 次

はじめに	…2
第1部 総論	…3
1 全国行動計画	
2 相談・受信者支援体制の充実強化	
3 いわゆる「悪質商法」「詐欺」への対応	
第2部 各分野の取組	…4
1 中継局整備等の送信側対策	
2 地上デジタルテレビ放送受信機器の普及	
3 辺地共聴施設のデジタル化改修の促進	
4 受信障害対策共聴施設のデジタル化改修の促進	
5 集合住宅共聴施設のデジタル化改修の促進	
6 ケーブルテレビの普及促進等	
第3部 各主体が取り組むべき事項	…11
1 沖縄地上デジタル放送推進協議会	
2 放送事業者	
3 デジサポ沖縄	
4 地方公共団体	
5 有線テレビジョン放送事業者	
6 メーカー販社、販売店及び工事業者	
7 社会福祉関係団体	
8 不動産管理関係団体	
9 ホテル・旅館業関係団体	
10 沖縄総合通信事務所	

はじめに

地上デジタル放送の推進のため、全国レベルでは、2002年7月に『デジタル放送推進のための行動計画』が策定されて以来、2009年12月の『デジタル放送推進のための行動計画(第10次)』(以下『全国行動計画』という。)まで、10次にわたり計画が策定されてきた。『全国行動計画』は、デジタル放送に関わるあらゆる関係者が一体となって、国をあげて取り組むべき課題である地上テレビ放送のデジタル化を強力に推進していくために組織された「地上デジタル推進全国会議」が策定する基本計画であり、関係者が共通の認識を持つとともに、各主体の役割を明確にし、それぞれが計画に従って主体的に努力することを目的として策定されたものである。

沖縄においては、2006年4月1日の地上デジタル放送開始に先立ち、同年2月24日に「沖縄地上デジタル放送普及推進会議」が設立され、2009年3月27日には『沖縄におけるデジタル放送推進のための行動計画』を策定した。その後、地上デジタル放送の世帯普及率が全国最下位の37.1%(2009年3月実施「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」)であることがわかったため、関係機関により「沖縄県における地上デジタル放送推進に向けた取組強化」(第1次:2009年9月15日、第2次:2009年12月4日)を発表し、また、沖縄県による独自支援も始まっている。

このような状況から、今後は、放送事業者による中継局整備や受信機の一層の普及のみならず、共同受信施設の改修など、「デジタル放送を確実に視聴していただく」ための普及推進活動が重要となっている。このような認識の下、沖縄地上デジタル放送普及推進会議においては、『全国行動計画』だけでなく沖縄の実情を反映させたデジタル放送推進のため、沖縄の関係者がそれぞれ実施すべき事項とそのスケジュールを『沖縄におけるデジタル放送推進のための行動計画(第2次)』としてとりまとめる。

第1部 総論

1 『全国行動計画』

地上デジタル推進全国会議は、2009年12月に『デジタル放送推進のための行動計画(第10次)』(以下『全国行動計画』という。)を策定した。同計画においては、全国の関係者がそれぞれ実施すべき事項とそのスケジュールを定めている。

沖縄地上デジタル放送普及推進会議は、これを踏まえ、特に沖縄の実情を反映させた「沖縄におけるデジタル放送推進のための行動計画(第2次)」(以下「沖縄行動計画」という。)を取りまとめるものであり、沖縄行動計画に特に記載されていない事項については『全国行動計画』によるものとする。

2 相談・受信者支援体制の充実強化

地上デジタルテレビ放送の認知度の向上及び視聴エリアの拡大に伴い、地上デジタルテレビ放送に関する相談件数が飛躍的に増加するとともに相談内容の専門化が進展している。このような地域に密着した調査・相談対応・支援等を丁寧に行うために、総務省沖縄県テレビ受信者支援センター(愛称:デジサポ沖縄)が設置され、受信相談の丁寧な対応、地方公共団体や視聴者からの要望等を踏まえた説明会・相談会の実施や情報提供、共聴施設管理者等への働きかけ、受信状況の調査・把握などの取組を進めてきた。

さらに、2009年10月から、「総務省地デジコールセンター」にデジサポ沖縄専用の電話番号を開設するとともに、地域固有の問題についてはデジサポ沖縄に転送して対応してきた。

今後は、アナログ停波間近の対応として、視聴者に地上デジタル放送を視聴していただく方法をより具体的に提案していく。

3 いわゆる「悪質商法」「詐欺」への対応

全国的な状況として、地上デジタルテレビ放送に関する誤った情報や、不十分な情報につけこんで関連商品・サービスを売りつけるいわゆる悪質商法や、さらには実際に工事等をせず現金を騙し取るといった詐欺による被害が発生している。

沖縄においても、地上デジタルテレビ放送への支援策実施に伴い、こうした事案が発生していることから、県民が地上デジタルテレビ放送に関する悪質商法・詐欺の被害にあわないよう、総務省、デジサポ沖縄、地方公共団体はじめ関係者において県民への正確な周知広報に努めるとともに、地方公共団体の消費者担当窓口等の通常の活動の中でも高齢者等に対して注意喚起を行う。

第2部 各分野の取組

1 中継局整備等の送信側対策

いわゆる「ハード・ソフト一致」の原則が採られている現行制度の下では、デジタル中継局の全国整備は、基本的にはデジタルテレビ放送局の免許主体である放送事業者の責務である。具体的には、アナログテレビ放送時に、放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については、デジタルテレビ放送局の免許主体である放送事業者の自助努力によって、アナログテレビ放送時の100%がカバーされるべきである。こうした責務や、視聴者に対する説明責任の観点から、全国地上デジタル放送推進協議会は、2005年12月に放送対象地域及び放送事業者毎に中継局名及び開局時期等を示した「中継局ロードマップ」(開局時期が未定のものも含まれていた)を策定・公表し、2008年3月の「中継局ロードマップ(第3版)」で全ての中継局の開局時期を明確にしたところである。

今後、放送事業者は、この中継局ロードマップを着実に実施するとともに、アナログテレビ放送時の放送エリアカバーの100%達成に向けて中継局のカバーエリア等の精査を行い、必要な見直しを、随時行う。

なお、アナログテレビ放送が受信できるもののデジタルテレビ放送の受信ができない、いわゆる「新たな難視」となる地区については、沖縄地上デジタル放送推進協議会において、地方公共団体の協力を得て当該地区の地上デジタルテレビ放送の受信状況や対策手法、対策時期、実施主体等を「地上デジタル放送難視地区対策計画」としてとりまとめ、2009年8月に公表した。

今後とも、新たな中継局の開局や視聴者からの申告に基づき調査を行い、対象地域のさらなる把握を進める等随時改訂を図る。そして、この対策計画に基づき、放送事業者及び沖縄総合通信事務所は、2011年春までに、難視世帯ができる限り少なくなるよう対策を実施し、地方公共団体の理解と協力を得て、最大限の努力を行っていくこととする。

この場合、対策実施が2011年4月以降となる地区に対しては、東京の放送を衛星経由で視聴していただく地デジ難視対策衛星放送の対象とすることも検討するが、同放送の受信設備整備にも時間を要することから、可能な限り2010年夏までには決断し、必要な地区をホワイトリストに登録する。

2 地上デジタルテレビ放送受信機器の普及

(1) 普及状況の把握

地上デジタルテレビ放送受信機器の普及状況の把握について、総務省は2009年3月から、都道府県集計が可能となるような調査を始めた。その結果、同年3月には世帯普及率が全国最下位の37.1%となり、9月には55.3%に上昇したが、依然として全国46位と低い位置にある。

また、9月には離島についても集計を行ったが、宮古島市では50.0%、石垣市では41.7%、その他の離島市町村平均では38.6%と、いずれも県内平均より低い普及率であった。

(2) 普及目標

ア 普及目標の対象

『全国行動計画』と同様、現在の地上アナログテレビ放送の視聴環境を維持する観点から、「家庭内で地上デジタルテレビ放送をアナログテレビ放送以上の画質や同等の機能で視聴するために用いられる機器」として、以下のような機器を普及目標の対象とする。

- ① 地上デジタルテレビ放送受信機能を持つテレビ受信機器
- ② アナログテレビ受信機器に接続する地上デジタルチューナー
- ③ アナログテレビ受信機器等に接続する地上デジタルテレビ放送受信機能を持つ録画機
- ④ ケーブルテレビ経由で地上デジタルテレビ放送を視聴できるセットトップボックス
- ⑤ 地上デジタルテレビ放送受信機能を持つパソコン など

イ 普及方策の検討

沖縄においてもデータ放送受信機能を省略した地上デジタルチューナーが、5千円を切る価格で販売されるようになった。

しかしながら、視聴者一人一人のデジタルテレビ放送に対する関心や、受信機器の機能に関する様々なニーズに対応する観点から、多様な形態と機能を有した受信機器の流通が進んできていることから、購入する方が受信機器の機能について十分な理解をした上で機器を選択・購入できるような取組が必要である。

併せて、現用のテレビがまだまだ使えるという受信者のニーズに応え、アナログテレビ受信機器をそのまま活用できる地上デジタルチューナーや地上デジタルテレビ放送受信機能を持つ録画機、ケーブルテレビ用セットトップボックス等の普及に取り組むことにより、アナログテレビ受信機器が2011年以降も使用できるようにし、その廃棄量の増加の抑制・廃棄時期の平準化等を推進することが重要である。そのために、これらの機器を購入すればアナログテレビ受信機器をそのまま活用可能であることを視聴者に周知する取組が必要である。

さらに、地上デジタルテレビ放送を視聴するためには、デジタルテレビ放送の受信機器の購入・設置のみで視聴可能な場合も多いが、後述する共

聴施設のほか個人宅等においても既存のアンテナの方向変更¹や UHF アンテナの増設²、電波を強めるブースターの設置を必要とする場合があり、その情報を的確に提供していく必要がある。

また、離島において特に低い世帯普及率の実態から、より手厚い周知広報が必要である。

なお、災害被災者を除くNHK受信料全額免除対象世帯(生活保護等の公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯及び社会福祉施設入所者受給世帯)に対しては総務省が受信機器購入等に係る支援を行っており、その他の市町村民税非課税世帯に対しては、沖縄県が受信機器購入費用の一部を補助している。これらの制度の仕組みがそれぞれの支援対象世帯に伝わるよう、より一層の周知広報を行う必要がある。

ウ 設定する普及目標

最終普及目標を『全国行動計画』と同様とし、当面の普及目標はこれと2009年9月実績値(世帯普及率55.3%)から内挿することで、次の目標を掲げて普及に取り組むこととする。

i) 最終普及目標

- ・ 2011年4月までに、全世帯(53万世帯)³への普及(世帯普及率100%)

ii) 当面の普及目標

- ・ 2010年9月時点において、84%(44万世帯)

なお、世帯普及率の都道府県別集計結果及び全体の世帯数の変動に伴い、当面の普及目標は変更することが考えられるが、それにより「最終普及目標」(世帯普及率100%)に変更はないことに留意が必要である。

¹ 首里、首里山川及び安謝の各アナログ中継局(いずれも那覇市)においては、対応するデジタル局が親局(豊見城市)又は宜野湾局(浦添市; 2009年中に開局予定)となるため、地上デジタル放送用のアンテナはこれらデジタル局の方向に向けて設置する必要がある。

² 沖縄本島においては、1995年の民放第3局の開局以来UHFアンテナの普及が進んでいるところであるが、いまだUHFアンテナを設置していない受信者も見受けられる。

³ 平成17年国勢調査における沖縄県の世帯数は488,368世帯であるが、その後増加傾向が続いていることから、ここでは沖縄県企画部統計課の推計世帯数(平成22年2月1日現在528,430世帯)に基づき、概数として「53万世帯」を全世帯数として用いる。

3 辺地共聴施設のデジタル化改修の促進

ア 改修の促進方策

沖縄県内には、地形等の影響により放送局からの電波が直接受信できないため自主的に設置された辺地共聴施設(自主共聴)が25施設あり、これらのデジタル対応の現状及びデジタル化の計画は辺地共聴施設デジタル化ロードマップ⁴として取りまとめられている。ロードマップに計画が示されている施設については着実に計画を実施するとともに、「計画未定」となっている施設については、関係中継局の開局等に合わせ適時に計画を策定・実施する必要がある。

また、同様の目的で日本放送協会(NHK)が設置した辺地共聴施設(NHK共聴)については、地元共聴組合等関係者の協力を得つつ、NHKにおいて計画的に改修を進めていくこととしている。

イ 改修の目標

『全国行動計画』と同様、次の目標を掲げて改修に取り組むこととする。

i) 最終改修目標

・2011年3月までに、ほぼ全施設の改修を完了。

※ デジタル化改修が困難な共聴施設については、2011年3月以降も引き続き整備する。(ウ参照)

ii) 当面の改修目標

・ロードマップに計画が示されている施設について、着実に計画を実施する。

・ロードマップで「23年度又は検討中」とされている1施設については、関係する中継局の試験電波発射(2010年度内)後、速やかに計画を策定する。

ウ デジタル化困難共聴施設への対応

受信点調査の結果、従来の受信点ではデジタルテレビ放送が受信できず、受信点の大幅な移設が必要と見込まれる3施設については、2009年8月に公表した。

これらの施設の改修方策について検討を進め、整備が2011年4月以降となる場合には、可能な限り2010年夏までに東京の放送を衛星経由で視聴し

⁴ 地上デジタル推進全国会議のWebサイトで公表されている。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/datashu.html

ていただく地デジ難視対策衛星放送の対象とすることを決断し、ホワイトリストに掲載する。

4 受信障害対策共聴施設のデジタル化改修の促進

ア 改修の促進方策

建物等により受信障害が起きる地域において、その解消のため当該建物屋上等において受信した信号をケーブル等により配信する受信障害対策共聴施設の地上デジタル化対応については、原因者(多くの場合当該施設の管理者)とそれを利用する受信者との間での協議により、当事者間での応分の負担により改修を行うことが原則である。

しかし、受信障害共聴施設の改修に係る協議については、

- i) 受信者が共聴施設で受信しているとの認識がない、又は、管理者(原因者)が誰であるかもわからなくなっている。
- ii) 原因者・受信者において、当該共聴施設のデジタル改修を要することの認識がなく、協議も開始されていない。
- iii) 協議は開始されているが、初期段階で地上デジタルテレビ放送が直接受信できるか否かについて見解が分かれ、改修の必要性について共通認識に至っていない。
- iv) 改修の必要性について共通認識があるが、費用負担について合意に至っていない。

といった様々な段階で協議の進展が妨げられていると考えられる。

このため、総務省では、「共聴施設デジタル化緊急対策」(第1次:2009年9月15日、第2次:2009年12月2日)を公表するとともに、2010年3月11日には「共聴施設デジタル化加速プログラム」を公表し、デジタル化のための対応を強化してきた。

しかしながら、沖縄県にある受信障害対策共聴160施設中、デジタル化済み(デジタル化改修のほか、当初からデジタル対応済みのもの、地上デジタルテレビ放送では障害が解消するため直接受信に移行して廃止するものを含む。)は34施設(21.3%)に留まっている⁵。また、デジサポ沖縄では、協議不調の場合に法律家による相談及び調停を行う「デジサポ・法律家相談」を2009年10月から受け付けていたが、平成21年度の申込みはなかった。

そこで、今後デジサポ沖縄、沖縄総合通信事務所、関係団体(ケーブルテレビ事業者、工事業者等)等からなる「沖縄スクラム」も活用し、施設管理者への個別の働きかけを強化することにより、改修の促進を図る。

⁵ 沖縄総合通信事務所取りまとめ(平成21年12月末現在)

イ 改修の目標

共聴施設デジタル化緊急対策(第2次)とともに示された受信障害対策共聴施設ロードマップに基づき、次の目標を掲げて改修に取り組むこととする。

i)最終目標

・2011年3月までに、沖縄の全施設の対応完了(「対応」にはデジタル化改修のほか、当初からデジタル対応済みのもの、地上デジタルテレビ放送では障害が解消するため直接受信に移行して廃止するものを含む。)

なお、市町村別の目標値についても、参考資料1に示す市町村別ロードマップのとおりとする。

5 集合住宅共聴施設のデジタル化改修の促進

ア 改修の促進方策

集合住宅において、1式のアンテナで受信した信号を各戸に分配して視聴するための共聴施設のデジタル化改修を促進するため、デジサポ沖縄、沖縄総合通信事務所と関係団体(工事業者、住宅管理者団体、等)からなる「沖縄スクラム」も活用し、個別の働きかけを強化することにより、改修の促進を図る。

沖縄においては、シミュレーションの結果等に基づき、施設概数28,166中27,091施設(96.2%)がデジタル対応済みとされている⁶。

しかしながら、実際には対応していない施設も相当数あると想定されることから、引き続き「沖縄スクラム」も活用しつつ、所有者による状況把握及び必要な場合の改修促進につなげていく。また、管理会社や所有者が地上デジタル放送対応を確認した物件にデジサポが交付する「地デジカ・ステッカー」の活用も図る。

イ 改修の目標

共聴施設デジタル化緊急対策(第2次)とともに示された集合住宅共聴施設ロードマップに基づき、次の目標を掲げて改修に取り組むこととする。

i)最終目標

・2011年3月までに、沖縄の全施設の対応完了(「対応」にはデジタル化改修のほか、当初からデジタル対応済みのもの、ケーブルテレビで受信するもの、室内・ベランダアンテナ等により各戸で対応することとしたものを含む。)

⁶ 沖縄総合通信事務所取りまとめ(平成21年12月末現在)

なお、市町村別の目標値についても、参考資料2に示す市町村別ロードマップのとおりとする。

6 ケーブルテレビの普及促進等

県内のケーブルテレビ事業者(自主放送を実施する許可施設事業者)数は、4事業者(契約世帯数約11.2万世帯⁷)であり、全事業者において地上デジタル放送の再送信を実施済みである。

今後、ケーブルテレビ事業者においては、既加入者が円滑にデジタル放送へ移行するための周知広報を行うとともに、デジタル対応に向け加入を検討する視聴者に適切な情報提供を行うなど、デジタル放送の普及に資するよう努める。

各種サービスの導入の是非や提供条件については、ケーブルテレビ事業者自らが経営戦略に基づき、判断・決定するべきものであるが、デジアナ変換の暫定的導入は地上デジタル放送への円滑な移行に資することから、同サービスを可能な限り早期に提供できるよう取り組む。また、特に、デジアナ変換の暫定的導入にあたっては、映像のレターボックス化、録画のコピーワンス制限等の機能上の制約や、運用期間終了までに視聴者において地上デジタルテレビ放送対応受信機器の準備等が必要であること等、加入者への適切な情報提供を継続して行う。

⁷ 沖縄総合通信事務所が平成21年12月31日現在として取りまとめ。

第3部 各主体が取り組むべき事項

ここでは、沖縄地上デジタル放送普及推進会議の各構成員が、第2部までに記載した各種取り組みのうち主としてどれに対応すればよいのかをまとめる。

なお、ここに挙げた取り組みはあくまでも主なものであり、各構成員は、このほかにも第1部1で述べた『全国行動計画』をはじめ、2011年7月24日までに地上デジタル放送へ完全移行のため必要な取り組みを行うことに留意する。

1 沖縄地上デジタル放送推進協議会

第2部「1 中継局整備等の送信側対策」のうち「新たな難視」及び「3 辺地共聴施設のデジタル化改修の促進」のうち「ウ デジタル化困難共聴施設」について、対策計画の策定及び沖縄総合通信事務所とともに調整を行う。

2 放送事業者

第2部「1 中継局整備等の送信側対策」の主体となって取り組む。

また、第1部3及び第2部1に関連して、自らの放送により視聴者へ地上デジタルテレビ放送の正確な周知広報を行う。

さらに、NHK 沖縄放送局においては、第2部「3 辺地共聴施設のデジタル化改修の促進」のうち、NHK 共聴について地元の協力を得つつ改修を進める。

3 デジサポ沖縄

第1部「2 相談・受信者支援体制の充実強化」の中心となって活動するほか、第2部3～5の各種共聴施設の状況把握対応提案など個別の働き掛けを行う。

4 地方公共団体

(1) 共通事項－公共施設のデジタル化と消費者対応

第2部2～5に関連して、地方公共団体が自ら設置する庁舎・学校等の施設のデジタル受信機器整備、自ら施設した受信障害対策共聴施設や公営住宅たる集合住宅のデジタル化対応等、公共施設のデジタル化対応を行う。

さらに、第1部「3いわゆる「悪質商法」「詐欺」への対応」に関連して、住民への地上デジタルテレビ放送の正確な周知広報に努めるとともに、消費者担当窓口等の通常の活動の中でも高齢者等に対して注意喚起を行う。

(2) 沖縄県

第2部「1 中継局整備等の送信側対策」のうち、南北大東島地区での地上デ

デジタルテレビ放送の実現について、必要な施設の整備を進める。

また、第2部2イの受信機器購入費用の一部の補助について、周知広報も含め着実に実施する。

(3) 市町村・事務組合等

第1部2及び3並びに第2部2イの総務省によるNHK受信料全額免除対象世帯への受信機器購入等に係る支援及び沖縄県の受信機器購入費用の一部の補助を含め地上デジタルテレビ放送の正確な周知広報等に協力する。

また、第2部1及び3のうち、アナログテレビ放送時に自ら整備した中継局及び自主地共聴施設の改修について、必要な対応を行う。

5 有線テレビジョン放送事業者

第2部「2 地上デジタルテレビ放送受信機器の普及」に関連して、地上デジタル放送のみを提供するサービスを低廉な価格で提供することに努める。また、第2部4及び5の各種共聴施設の状況把握や、早期のデジタル化対応に向けた共聴施設管理者等への働きかけなどの取組に協力する。

さらに、第2部6の既加入者が円滑にデジタル放送へ移行するための周知広報を行うとともに、デジタル対応に向け加入を検討する視聴者にも適切な情報提供を行う。また、自らの経営判断に基づき可能な場合には、デジアナ変換の暫定的導入と必要な周知広報を行う。

6 メーカー販社、販売店及び工事業者

第3部「2 地上デジタルテレビ放送受信機器の普及」に関連して、受信機器の円滑な流通や必要な工事等を実施するとともに、顧客にエコポイントの活用によるグリーン家電の普及促進事業や沖縄県の受信機器購入費用の一部の補助等の支援策を周知し、地上デジタルテレビ放送の普及促進に努める。

また、第2部3～5の各種共聴施設の状況把握に協力するとともに、必要に応じ改修工事等を行う。

7 社会福祉関係団体

第1部2及び3並びに第2部2イの総務省によるNHK受信料全額免除対象世帯への受信機器購入等に係る支援及び沖縄県の受信機器購入費用の一部の補助を含め、高齢者、障害者等への地上デジタルテレビ放送の正確な周知広報に協力する。

8 不動産管理関係団体

第2部「5 集合住宅共聴施設のデジタル化改修の促進」に関連して、デジサポ沖縄や沖縄総合通信事務所が行う集合住宅共聴施設のデジタル化把握や改修の促進に協力する。

9 ホテル・旅館業関係団体

ホテル・旅館等に対し、地上デジタル放送の正確な周知広報に努め、地上デジタル放送の普及促進に協力する。

10 沖縄総合通信事務所

放送主管庁の沖縄の地方支分部局として、計画全般について統括・調整しつつ自ら取り組む。

各主体が取り組むべき事項

取組主体	第1部 総論			第2部 各分野の取り組み					
	1 全国行動計画	2 相談・受信者支援体制の充実強化	3 いわゆる「悪質商法」「詐欺」への対応	1 中継局整備等の送信側対策	2 地上デジタルテレビ放送受信機器の普及	3 辺地共聴施設のデジタル化改修の促進	4 受信障害対策共聴施設のデジタル化改修の促進	5 集合住宅共聴施設のデジタル化改修の促進	
1 沖縄地上デジタル放送推進協議会	各主体に該当する部分について取り組む			「新たな難視」の対策計画策定及び沖縄総合通信事務所とともに調整		「デジタル化困難共聴施設」の対策計画策定及び沖縄総合通信事務所とともに調整			
2 放送事業者			視聴者への地上デジタル放送の正確な周知広報	主体となって取り組む	視聴者への地上デジタル放送の正確な周知広報	【NHKのみ】NHK共聴について、地元の協力を得つつ計画的に改修			
3 デジサポ沖縄		中心になって活動					各種共聴施設の状況把握及び個別の働き掛け		
4 地方公共団体			住民への地上デジタル放送の正確な周知広報、消費者担当窓口等の通常の活動の中でも高齢者等に対して注意喚起			公共施設・公営住宅等、自らの施設に対する受信機器整備・デジタル化改修等			

<p>沖縄県</p>	<p>各主体に該当する部分について取り組む</p>			<p>南北大東島地区での地上デジタル放送実現に向けた検討</p>	<p>市町村民税非課税世帯に対する受信機器購入費用の一部の補助</p>			
<p>市町村・事務組合等</p>		<p>デジサポ沖縄の行う相談会等に協力</p>		<p>アナログ放送時に整備した中継局の改修について、必要な対応</p>	<p>受信機器購入等に係る支援及び沖縄県の受信機器購入費用の一部の補助に係る周知広報</p>	<p>アナログ放送時に整備した自主辺地共聴施設の改修について、必要な対応</p>		
<p>5 有線テレビジョン放送事業者</p>				<p>(沖縄の全事業者において地デジ再送信開始済み)</p>	<p>既加入者への周知広報及びデジタル対応に向け加入を検討する視聴者への情報提供 地上デジタル放送のみを提供する低廉なサービスの導入 デジアナ変換の暫定的導入と必要な周知広報</p>	<p>(沖縄の事業者の業務区域に自主辺地共聴施設なし)</p>	<p>各種共聴施設の状況把握に協力</p>	

6 メーカー販売、販売店及び工事業者	各主体に該当する部分について取りくむ				受信機器の円滑な流通や必要な工事等を実施 家電エコポイント及び沖縄県の受信機器購入費用の一部の補助に係る周知			各種共聴施設の状況把握に協力するとともに、必要に応じ改修工事等を実施
7 社会福祉関係団体		高齢者、障害者等への地上デジタル放送の正確な周知広報			受信機器購入等支援及び沖縄県の受信機器購入費用の一部補助に係る周知広報			
8 不動産管理関係団体								デジサポ沖縄や沖縄総合通信事務所が行う集合住宅共聴施設のデジタル化把握や改修の促進に協力
9 ホテル旅館等関係団体					ホテル・旅館等に対し、地上デジタル放送の正確な周知広報			
10 沖縄総合通信事務所		計画全体について統括・調整しつつ自ら取り組む						

受信障害対策共聴施設ロードマップ(平成21年9月30日現在)

都道府県	市区町村	施設数	目標値 H22.3		目標値 H23.3		デジタル化済数		計画あり	割合	21年度	22年度	23年度 未定	未定又は未把握	割合
			数	割合	数	割合	数	割合							
沖縄県	那覇市	94	47	50.0%	94	100.0%	14	14.9%	46	48.9%	0	2	44	34	36.2%
沖縄県	宜野湾市	9	4	44.4%	9	100.0%	4	44.4%	2	22.2%	0	0	2	3	33.3%
沖縄県	石垣市	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%
沖縄県	浦添市	10	5	50.0%	10	100.0%	1	10.0%	7	70.0%	0	2	5	2	20.0%
沖縄県	名護市	4	2	50.0%	4	100.0%	1	25.0%	3	75.0%	0	1	2	0	0.0%
沖縄県	糸満市	2	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%
沖縄県	沖縄市	12	6	50.0%	12	100.0%	1	8.3%	8	66.7%	0	3	5	3	25.0%
沖縄県	豊見城市	6	3	50.0%	6	100.0%	2	33.3%	4	66.7%	0	0	4	0	0.0%
沖縄県	うるま市	5	2	40.0%	5	100.0%	0	0.0%	5	100.0%	0	0	5	0	0.0%
沖縄県	宮古島市	0													
沖縄県	南城市	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%
沖縄県	国頭郡国頭村	0													
沖縄県	国頭郡大宜味村	0													
沖縄県	国頭郡東村	0													
沖縄県	国頭郡今帰仁村	0													
沖縄県	国頭郡本部町	0													
沖縄県	国頭郡恩納村	1	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0	1	0	0.0%
沖縄県	国頭郡宜野座村	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%
沖縄県	国頭郡金武町	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%
沖縄県	国頭郡伊江村	0													
沖縄県	中頭郡読谷村	0													
沖縄県	中頭郡嘉手納町	2	1	50.0%	2	100.0%	1	50.0%	1	50.0%	0	0	1	0	0.0%
沖縄県	中頭郡北谷町	4	2	50.0%	4	100.0%	0	0.0%	3	75.0%	0	0	3	1	25.0%
沖縄県	中頭郡北中城村	0													
沖縄県	中頭郡中城村	0													
沖縄県	中頭郡西原町	1	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0	1	0	0.0%
沖縄県	島尻郡与那原町	1	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	1	0	0	0.0%
沖縄県	島尻郡南風原町	2	1	50.0%	2	100.0%	0	0.0%	2	100.0%	0	0	2	0	0.0%
沖縄県	島尻郡渡嘉敷村	0													
沖縄県	島尻郡座間味村	0													
沖縄県	島尻郡粟国村	0													
沖縄県	島尻郡渡名喜村	0													
沖縄県	島尻郡南大東村	1	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	1	0	0	0.0%
沖縄県	島尻郡北大東村	0													
沖縄県	島尻郡伊平屋村	0													
沖縄県	島尻郡伊是名村	0													
沖縄県	島尻郡久米島町	0													
沖縄県	島尻郡八重瀬町	2	1	50.0%	2	100.0%	0	0.0%	2	100.0%	0	1	1	0	0.0%
沖縄県	宮古郡多良間村	0													
沖縄県	八重山郡竹富町	0													
沖縄県	八重山郡与那国町	0													
	計	160	80	50.0%	160	100.0%	30	18.8%	87	54.4%	0	11	76	43	26.9%

集合住宅共聴施設ロードマップ(平成21年9月30日現在)

市区町村名	施設数	H22.3		H23.3		デジタル化済数		デジタル化未対応+未確認数	
		目標値	割合	目標値	割合		割合		割合
沖縄県那覇市	9,900	9,603	97%	9,900	100%	9,300	94%	600	6%
沖縄県宜野湾市	2,200	2,190	99%	2,200	100%	2,190	95%以上	10	5%以下
沖縄県石垣市	1,100	1,095	99%	1,100	100%	1,095	95%以上	5	5%以下
沖縄県浦添市	2,700	2,660	98%	2,700	100%	2,660	95%以上	40	5%以下
沖縄県名護市	1,100	1,095	99%	1,100	100%	1,095	95%以上	5	5%以下
沖縄県糸満市	900	890	98%	900	100%	890	95%以上	10	5%以下
沖縄県沖縄市	2,800	2,795	99%	2,800	100%	2,795	95%以上	5	5%以下
沖縄県豊見城市	800	780	97%	800	100%	780	95%以上	20	5%以下
沖縄県うるま市	1,600	1,595	99%	1,600	100%	1,595	95%以上	5	5%以下
沖縄県宮古島市	800	795	99%	800	100%	795	95%以上	5	5%以下
沖縄県南城市	200	195	97%	200	100%	195	95%以上	5	5%以下
沖縄県国頭郡国頭村	30	29	96%	30	100%	25	83%	5	17%
沖縄県国頭郡大宜味村	30	29	96%	30	100%	20	67%	10	33%
沖縄県国頭郡東村	10	9	90%	10	100%	5	50%	5	50%
沖縄県国頭郡今帰仁村	40	40	100%	40	100%	40	95%以上	注	5%以下
沖縄県国頭郡本部町	100	97	97%	100	100%	95	95%以上	5	5%以下
沖縄県国頭郡恩納村	100	100	100%	100	100%	100	95%以上	注	5%以下
沖縄県国頭郡宜野座村	70	70	100%	70	100%	70	95%以上	注	5%以下
沖縄県国頭郡金武町	200	195	97%	200	100%	195	95%以上	5	5%以下
沖縄県国頭郡伊江村	30	30	100%	30	100%	30	95%以上	注	5%以下
沖縄県中頭郡読谷村	400	395	98%	400	100%	395	95%以上	5	5%以下
沖縄県中頭郡嘉手納町	200	200	100%	200	100%	200	95%以上	注	5%以下
沖縄県中頭郡北谷町	500	495	99%	500	100%	495	95%以上	5	5%以下
沖縄県中頭郡北中城村	300	300	100%	300	100%	300	95%以上	注	5%以下
沖縄県中頭郡中城村	200	194	97%	200	100%	180	90%	20	10%
沖縄県中頭郡西原町	500	485	97%	500	100%	480	95%以上	20	5%以下
沖縄県島尻郡与那原町	300	291	97%	300	100%	290	95%以上	10	5%以下
沖縄県島尻郡南風原町	600	582	97%	600	100%	580	95%以上	20	5%以下
沖縄県島尻郡渡嘉敷村	10	9	90%	10	100%	5	50%	5	50%
沖縄県島尻郡座間味村	20	19	95%	20	100%	15	75%	5	25%
沖縄県島尻郡粟国村	5	5	100%	5	100%	5	95%以上	注	5%以下
沖縄県島尻郡渡名喜村	0								
沖縄県島尻郡南大東村	20	20	100%	20	100%	20	95%以上	注	5%以下
沖縄県島尻郡北大東村	5	0	0%	5	100%	0	0%	5	100%
沖縄県島尻郡伊平屋村	20	19	95%	20	100%	10	50%	10	50%
沖縄県島尻郡伊是名村	5	5	100%	5	100%	5	95%以上	注	5%以下
沖縄県島尻郡久米島町	100	97	97%	100	100%	95	95%以上	5	5%以下
沖縄県島尻郡八重瀬町	200	194	97%	200	100%	180	90%	20	10%
沖縄県宮古郡多良間村	20	20	100%	20	100%	20	95%以上	注	5%以下
沖縄県八重山郡竹富町	20	20	100%	20	100%	20	95%以上	注	5%以下
沖縄県八重山郡与那国町	5	5	100%	5	100%	5	95%以上	注	5%以下
合計	28,140	27,647	98%	28,140	100%	27,270	97%	870	3%

注:未対応施設が若干数存在する可能性があります。
 ※「施設数」及び「デジタル未対応+未確認数」において、「1以上9以下」の場合は、「5」と表示しています。